

真庭市新婚さんバックアップ事業

真庭での新婚生活を応援します！

令和 8 年度

■対象となる新婚世帯

次の要件をすべて満たす世帯です

- ・新築、購入又は改修：令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに婚姻届が受理された新婚世帯
- ・賃借：令和 7 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに婚姻届が受理された新婚世帯
- ・家具・家電購入：令和 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに婚姻届が受理された新婚世帯（ただし夫婦の年齢が満 39 歳以下の世帯）
- ・婚姻日において夫婦ともに 50 歳未満（家具・家電購入除く）
- ・補助金の申請及び交付の日において夫婦ともに真庭市に住民票があり、同一の住所で登録している世帯
- ・夫婦の令和 7 年分の所得の合計額が 600 万円未満の世帯（注）
- ・真庭市税の滞納のないこと
- ・市が定める講座の受講（視聴）または医療機関への妊娠・出産に関する相談すること
- ・生活保護等の公的制度による補助を受けていないこと

ホームページはこちらから



※双方が外国人の場合は日本式の婚姻をしていること

※補助金申請時に令和 7 年分の所得証明が取得出来ない場合は令和 6 年分の所得で算出。

※貸与型奨学金を返済している場合は令和 7 年中の返済額を所得から控除できます。

（注）「夫婦の所得 600 万円」を年収に換算すると、約 780 万円程度

■対象となる経費

以下の対象となる経費は令和 7 年 7 月 1 日以降に支払いをしたものです

- ・新築及び購入費用（土地代は含まない）
- ・自宅の改修費用（居住部分に限る）
- ・新規の住宅賃借費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料等）
- ・結婚に伴う引っ越し費用（引っ越し事業者、運送事業者に支払ったもの）
- ・家具・家電購入は令和 8 年 4 月 1 日以降に支払いをしたものです
- ・家具・家電購入は新築・購入又は改修、賃借と併用することができます。（1 回限り）（パソコン、スマートフォン、タブレット、ルーター、ゲーム機その他類するものは対象外）
- ・新築、購入又は改修に限り令和 9 年 3 月 31 日までの間に結婚 5 年以内の世帯も含み、賃貸に係る補助金の交付後、併用することができます。以下イメージ

R4.4.1 以降の婚姻も該当 R7.7.1

R9.3.31

■補助上限額

合計額での上限額

- ・新築及び購入の場合のみ 100 万円
- ・改修の場合、30 万円
- ・賃借の場合、初年度 30 万円
2・3 年目 住宅費のうち家賃、共益費に係る経費のみ 20 万円
（初年度を含む 3 か年度まで）
- ・家具・家電購入の場合
夫婦ともに 39 歳以下は 10 万円
夫婦ともに 29 歳以下は 20 万円
- ・引っ越し費用は新築、購入、改修又は賃借の上限額に含めることができる。

■申請期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

※令和 9 年 2 月 26 日（金）以降に申請予定の方は事前にご相談ください。

※予算がなくなり次第受付終了となります。

問い合わせ：真庭市役所 地域みらい創生課 TEL:0867-42-1179

提出書類はチェックリスト又はホームページをご確認ください。

